

公示

調達管理番号：20a00701

国名：ネパール

担当部署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

案件名：ネパール国水力発電計画アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水力発電計画アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年12月下旬から2023年12月下旬
- (2) 業務M/M：現地 17.00M/M、国内 3.00M/M、合計 20.00M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備3日、現地業務30日、国内整理2日
 - ・ 第2次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第3次 国内準備3日、現地業務60日、国内整理2日
 - ・ 第4次 国内準備3日、現地業務60日、国内整理2日
 - ・ 第5次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第6次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第7次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第8次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第9次 国内準備3日、現地業務45日、国内整理2日
 - ・ 第10次 国内準備3日、現地業務30日、国内整理2日
 - ・ 第11次 国内準備3日、現地業務30日、国内整理2日
 - ・ 第12次 国内準備3日、現地業務30日、国内整理2日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限 : 11月25日(水) (12時まで)

(4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2020年12月8日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

① 類似業務の経験 28 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 12 点

⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション 16 点

(計 100 点)

類似業務	水力発電計画に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ネパール連邦民主共和国(以下、「ネパール」)は水力資源が豊富で、包蔵水力は 83GW、経済的に開発可能な水力は 42GW と推定されている。2019 年の発電

設備容量 1,182MW（発電電力量は 4,738GWh）のうち 9 割以上を水力発電（1,128MW）が占めているが、電力需要は 1,320MW であり供給容量不足となっている。また、同国の水力発電所の多くが流れ込み式であり、流量が減少する乾期には出力が大幅に低下するため、電力需給ギャップは特に乾期に深刻な問題となっている。不足分は隣国インドからの電力輸入により賄っているが、2018/19 年の輸入量 2,813 GWh は自国供給力の 59%に相当し、エネルギー安全保障の観点からも課題となっている。

このような現状に鑑み、ネパール政府は、第 15 次 5 カ年計画（2019/20 年～2023/24 年）のなかで、電力セクターを経済成長に向けた最重要セクターと位置付けている。また、ネパール政府は水力開発政策（2001 年）、エネルギー・水資源・灌漑セクターにおける現況及びロードマップ（通称ホワイト・ペーパー、2018 年）等あらゆる政策文書の中で、水力発電開発を国家開発戦略における重要課題と位置付けている。とりわけ、貯水池式水力発電開発推進を喫緊の課題としている。

係る中、JICA は、1992 年以降水力発電分野専門家を派遣している他、「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査ファイナルレポート（2014 年）」、「水力発電セクターに係る情報収集・確認調査（2018 年）」、「水力発電セクターにおける PPP モデルに係る情報収集・確認調査（2020 年）」等を多くの協力を実施してきている。

ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority。以下、「NEA」）が取り組むべき中心課題は、大型貯水式水力発電所及び揚水式水力発電事業の計画と実施であると考えられるが、NEA の水力発電計画に係る知見・経験が依然として乏しいことから、NEA の人材育成ならびに組織体制強化を図るため、「水力発電計画アドバイザー」の派遣が要請された。同分野のアドバイザーについては、NEA の人材育成ならびに組織体制を強化し、中長期的な水力発電計画の策定、実施能力の向上を図ることを目的に 2017 年 6 月～2020 年 10 月まで派遣しており、本業務はその後任である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、NEA をカウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P と共に水力発電計画に関する技術的指導・助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

本業務で期待される成果および活動は以下のとおり。

（1） 上位目標

長期発電計画に基づき水力発電開発が実施される。

(2) 目標

NEA 及び関係機関の水力発電計画に関する人材育成ならびに組織体制が強化される。

(3) 成果

1. 水力発電事業計画・実施体制（水力発電計画、実施、規制・管理に係る部門横断的な調整能力を含む）が強化される。

2. JICA による支援プログラムが改訂され、新規候補案件が継続的に形成される。

3. 隣国及び関係機関間の連携が強化される。

(4) 活動

(成果 1 に係る活動)

1-1 NEA 及び関係機関トップへの助言等を通しての水力発電事業が円滑に進展するよう技術的アドバイスを行う。

1-1-1 主要な水力発電事業を視察し、現状を NEA 及び JICA に対して報告する。

1-1-2 揚水式発電所事業の可能性を検討し、NEA 及び JICA に対して要否も含めて提案を行う。

1-1-3 MP 実施過程において、ネパール側の関与及び理解促進を支援するとともに、トップマネジメントに説明し、MP 提言に係る政府全体の合意形成実施促進に向けたモメンタム作りを行う。特に、MP 提言を活用しつつ、規制機関の技術的な能力強化に係る支援を行う。

1-1-4 MP 検討過程におけるネパール側の実施フォロー、提言事項等のハイレベルへの打ち込みを行う。

1-2 水力発電計画・設計及び維持管理に関する技術指導を行う。

1-2-1 NEA や NEA が雇用するコンサルタントによる調査レポート等をレビューし、技術的レビュー及び助言を行う。

1-2-2 ネパール国内の建設中及び既設水力発電所（IPP 除く）を訪問し、建設状況、運用状況及び課題を確認し、NEA 及び JICA へ報告する。

1-3 現地での研修企画及び実施補助を行う。但し、本邦招聘を行う場合は、活動計画を提案すること。

1-3-1 NEA の事業実施体制強化／人的資源開発のための部門横断的な問題分析、対策検討及び研修等を実施する。

1-3-2 研修を通じて我が国の水力発電開発の経験を伝達する。

(成果 2 に係る活動)

2-1 我が国の電力分野への支援に対する技術的助言を行う。

2-1-1 電力分野における我が国協力プログラム「発電・送配電能力強化プログラ

ム」の改訂と案件形成への技術的助言を行う。

2-1-2 電力セクター動向の分析・発信を行う。

2-1-3 上記協力プログラムについて、関係機関間の連絡調整、合意形成促進を行う。

(成果3に係る活動)

3-1 ネパール政府関係機関、周辺国のブータン・バングラデッシュ・インド・ネパール(以下、BBIN)関係国及び他ドナーとの調整、連携促進を行う。

3-1-1 電力開発分野におけるネパール政府の取り組み、他ドナーの協力動向(ドナー会議への参加も含む)、民間参入の動きに関する情報収集・分析を行う。

3-1-2 NEA と他の関係機関との関係円滑化へ向けた支援を行う。特にエネルギー省、電力開発局、発電公社、規制機関を頻繁に往訪し、MP 提案を活用し、組織的な機能強化や組織間調整を促進する。自らの活動の進捗を報告すると共に情報収集を積極的に行う。

3-1-3 BBIN 関係国との調整、連携促進を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(5) 国内準備期間(2020年12月下旬～2021年1月上旬)

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書等を参照し、ネパールの水力発電計画の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。

② JICA 社会基盤部及びネパール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ 上記の活動を踏まえワークプラン(英文)を作成し、JICA 社会基盤部及びネパール事務所による確認ののち提出する。

(6) 第1次現地業務期間(2021年1月中旬～2月中旬)

① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを説明し、業務計画の承認を得る。

② NEA やエネルギー・水資源・灌漑省(MOEWRI)等からネパールにおける水力発電計画に関する情報収集、ヒアリングを行い、政策及びその実施状況を把握する。特に、水力発電所を訪問し現場の状況を理解する。

③ 現地業務結果を踏まえ、C/P 機関と次回派遣期間の活動計画を確認する。

(7) 第1次国内整理期間(2021年2月下旬)

第1次派遣の現地業務結果を JICA 社会基盤部及びネパール事務所に報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(8) 第2次以降の活動については、上記(2)の目標が達成できるよう、派

遣時期・期間を含め、活動計画を提案すること。

- (9) 第12次国内整理期間(2023年10月下旬)
専門家業務完了報告書(和文)をJICA社会基盤部に提出し、報告する。
- (10) 帰国後整理期間(2023年11月下旬)
専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
英文3部(JICA社会基盤部、JICAネパール事務所、C/P機関へ各1部)
- (2) 現地業務結果報告書
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。
英文3部(JICA社会基盤部、JICAネパール事務所、C/P機関へ各1部)
和文2部(JICA社会基盤部、JICAネパール事務所へ各1部)
ただし、第12次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第12次現地業務結果報告書(英文)には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
 - ・ネパール水力発電計画に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)
2023年11月30日までに提出。
現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA社会基盤部、JICAネパール事務所に提出し、報告する。
C/Pと協働して作成した資料については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、参考まで、当機構の標準渡航経路を以下のとおり提示します。なお、提示している経路以外を排除するものではありません。

東京⇒クアラルンプール⇒カトマンズ（マレーシア航空）

東京⇒バンコク⇒カトマンズ（タイ国際航空）

東京⇒香港⇒カトマンズ（キャセイパシフィック航空）

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>

を参照願います。

(3) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱する予定。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、ネパールの祝日に留意して提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：最初の現地渡航の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：最初の現地渡航のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：最初の現地渡航のみ、便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：NEA 内における執務スペース提供

④ コロナ感染症対策による影響

本業務は、現地業務及び国内業務から構成されるが、公示時点では、ネパール及び日本ともに出入国制限が設けられているため双方渡航出来ない状態である。本業務では、2021 年 4 月以降に現地業務が実施可能となる前提で、業務計画を検討する。その場合でも、2021 年 4 月以降も引き続き渡航制限が解除されない可能性を想定し、遠隔での事業継

統計画を併せて提案する。なお、第1次現地業務については、国内での遠隔業務を想定している。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ (imgne@jica.go.jp) にて配布します。

- ・ 要請書 (写)
- ・ 水力発電計画アドバイザー業務完了報告書 (2020 年 10 月)
- ・ 水力発電セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート要約 (2018 年 3 月)
- ・ Data Collection Survey on Hydropower Development Project Final Report (2018 年 3 月)

② 本業務に関する以下の資料は JICA 図書館ポータルサイトよりダウンロード可能です。

- ・ ネパール国 全国貯水式水力発電所マスタープラン調査ファイナルレポート (2014 年 2 月)

要約 :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014441.html>

ファイナルレポート (本文) :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014442.html>

ファイナルレポート (Appendix1/2) :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014443.html>

ファイナルレポート (Appendix2/2) :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014444.html>

・

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行

わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：12月1日（火）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構 JICA 内会議室
（当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達・派遣業務部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 水力発電計画に係る経験を有することが求められます。また、水力土木に関する専門知識を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す

る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上